

暗所視支援眼鏡「MW10」の日常生活用具認定に関する陳情書

三鷹市議会議長 石井 良司 様

令和 2年 8月 12日 提出

団体名 東京都網膜色素変性症協会

代表者名 会長 土井 健太郎

連絡先住所

東京都町田市

電話番号

土井 健
太郎

次の事項について、陳情いたします。

1. 要旨

私たちの病気である網膜色素変性症は、目の内側の網膜という部分に異常をきたす遺伝性、進行性の病気です。この病気は、網膜にある二種類の視細胞のうち杆体が主に障害されることにより、暗いところで物が見えにくくなったり（夜盲）、視野が狭くなる症状から始まり、病気の進行とともに視力が低下し、いずれは見えなくなってしまうこともある疾患で、現在治療法は見つかっておらず、国の指定難病のひとつに指定されています。

そのような患者をめぐる環境の中で、HOYA 社が開発した暗所視支援眼鏡「MW10」は、夜盲症で困っている網膜色素変性症の患者に、明るい視野を提供するものです。また、その開発には私たち公益社団法人日本網膜色素変性症協会も協力しており、患者がこれを装着すると暗くて歩けなかった道を歩けるようになり、非常災害時における避難や患者の就労支援など生活の質を格段に向上させることは明らかです。

ようやく全国販売されることとなった「MW10」ですが、現在の販売価格が 40 万円近くとなっており、難病を抱える患者が簡単に手に入れることはできませんので、今回、三鷹市において、暗所視支援眼鏡「MW10」を日常生活用具として認めていただけますようお願いするものです。何卒よろしくお願いいたします。

2. 理由

日常生活用具認定理由として日常生活用具の 3 要件の下記を満たすと考えます（詳細別紙）。

- ・障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ・用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもの、日常生活品として一般に普及していないもの

陳 情
第 5 号

三鷹市議会
-2.8.12
第 445 号
受付

(補足)

暗所視支援眼鏡の構造や日常生活用具の要件、用途等について、下記の通り補足説明をいたしますので、ご検討をよろしくお願ひいたします。

① 構造について

MW10は、直接レンズを通して物を見るのではなく、暗所でもカラーで視認できる視覚障害者向けに専用開発した高感度のカメラでとらえた画像を目の前の眼鏡型の左右ディスプレイに投影したものを見る構造となっております。

② 日常生活用具の3要件について

要件：「障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの」について

普通の眼鏡と同様に、安全かつ簡単に使用することができまた、これを装着すると暗くて歩けなかつた道を歩けるようになり、夜盲症に苦しむ網膜色素変性症の患者に明るい視野を提供するという実用性が十分認められると考えます。

要件：「障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの」について

就労の継続を可能とするだけでなく、災害時の避難にも役立つなど、障害による困難を改善して自立に資するものと考えます。

要件：「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」について

開発にあたっては、九州大学医学部との共同研究に基づき、要求される仕様・性能について実証実験を行っております。またそのために、HOYA独自開発の本製品専用の小型高感度カメラ及びソフトウェアを開発しています。

③ 日常生活用具の用途について

ア) 自立支援用具としても、情報支援用具としても、用途を兼ね備えていると考えます。読書バリアフリー法の制定により、視覚障害者用拡大読書器の中で暗所視支援眼鏡を認定した事例があります。

イ) 夜盲症の患者は、夕方または夜間は一人で出歩くことを避けるか、あるいは懐中電灯を持つなどして歩行しています。本機器を装用することにより、昼間に近い照度で捉えることができるるので、安全かつ安心して単独で行動ができ、自立支援（就労・学業等）に役立てることができます。

ウ) また、夜盲症の患者は、夜間を含めて暗所においては視覚による情報をほとんど得ることができないのが現状ですが、本機器を装用することにより、昼間に近い明るさで対象物を見ることができるので、日常生活に必要な視覚情報を得ることができ、情報・意思疎通支援用具として役立ちます。

以上